

河内長野市補助金交付基準

1 目的

補助金を交付するうえでの基本的な考え方を示す補助金交付基準を策定することで、現行の補助金を効果的、効率的に運用するとともに、補助金交付について市民等に対する確に説明責任を果たすことを目的に策定するものである。

2 定義

(1) 補助金

市の歳出予算における19節「負担金、補助及び交付金」から支出する補助金をいう。なお、補助金と性質を同じくする助成金・交付金・給付金は補助金に含まれるものである。

3 補助金交付基準

補助金を交付するにあたっては、「事業の公益性」など下記の交付判断基準に留意しながら、慎重な審査・検討を行うこととする。なお、下記項目は交付判断基準を列挙したものであり、全ての項目を満たさなければ交付できないものではない。

(1) 事業の公益性

- ア 総合計画の施策や各事業・細事業の目的達成に貢献しているものであること。
- イ 住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められ、特定の者のみの利益に供するものではないこと。
- ウ 地域の経済・産業の振興、雇用の促進分野などにおいて、行政が積極的に普及・支援するうえで、事業の推進を図るため援助が必要であると認められること。
- エ 補助金の交付によって事業の実施を促進し、その結果、市勢の発展に寄与するものであること。

(2) 事業の効果性

- ア 補助対象事業や活動の目的、視点、内容などが社会情勢に適合し、市民ニーズに合致したものであること。
- イ 補助金額の費用対効果が認められること。
- ウ 行政と市民の役割分担・協働の観点から、真に補助すべき事業・活動であること。

(3) 補助率及び補助額の適正化

- ア 補助率については、交付の目的及び対象などを検証のうえ、補助金ごとに定める

こととするが、原則として対象経費の2分の1以内とすること。

イ 国庫補助や府費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り継足補助は行わないこと。

ウ 団体等の当該事業決算において、積立金や繰越金の額が補助金を超えていないこと。

(4) 小額補助の見直し（団体のみ）

小額補助については、そもそも補助金支出の必要性が疑問視されることから、団体の自立を促すという観点からも、その効果等を十分に検討したうえで、見直すこと。

(5) 団体等の適格性

ア 団体等が法令等に抵触していないこと。

イ 団体等が書類の提出に適切に応じるなど、本市の指導・監督を受ける体制が整っていること。

ウ 団体等の会計処理及び使途が適切であること。

エ 団体等会員から会費の徴収、会員の新規勧誘など自主財源の確保に努めていること。

オ 団体等の決算における繰越金や積立金の額が補助金の額を越えていないこと。

カ 団体等の事業活動の内容が、団体の目的と合致していること。

キ 市担当者が団体等の事務局を兼務しないこと。

ク 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定すること。

(6) 補助対象外経費の明確化

ア 算出根拠が不明確なもの。

イ 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費。

ウ 交際費、慶弔費、飲食費（団体等の会員が飲食するもの）、親睦会費など、基本的に団体等の自己財源で賄うべき経費。

エ 政治的中立性を損なうものや宗教的な活動に要する経費など、補助金として支出することが法令上不適当な経費。

オ その他社会一般通念上、公金でまかなうことがふさわしくない経費。

カ 他の団体等へ行う迂回助成金、負担金。

(7) 交付期間

ア 同一団体に対する補助金の交付は、3年以内の終期を設定し、更新が必要な場

合には必ず見直しを行うこと。

イ 国や府の制度による補助については、その制度の終了と合せて、補助制度を廃止すること。

ウ 目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できないと認められる事業・団体への補助については、打ち切り又は補助制度を廃止すること。

(8) 類似する補助金等の整理・統合

補助の目的や対象などが類似する補助金については、可能な限り廃止を含めて整理・統合し、より効率的に執行すること。

4 基準の適用時期

当該基準は、平成26年度予算から適用する。

なお、既存の補助金であって平成26年度からの対応が困難なものについては、平成29年度予算編成までに当該補助基準を満たすよう段階的に見直しを進めることとする。